

社会福祉法人信愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛会（以下「当法人」という）定款第九条及び第二五条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 当法人職員を兼務する役員等については、役員等としての報酬、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 当法人職員を兼務しない役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 当法人職員を兼務しない役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
 - (2) 当法人職員を兼務しない役員等が職務のため出張をした時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 2 当法人職員を兼務しない役員等に対する報酬額は、上記（2）号の場合の支給額を除き、一人あたりの各年度の総額が30,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 当法人職員を兼務しない役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

変更 (令和 2 年 10 月 16 日) 別表第 1

別表第 1 (当法人職員を兼務しない役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席 (書面による審議を含む)	5,567 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,567 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席 (書面による審議を含む)	5,567 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,567 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席 (書面による理事会審議を含む)	5,567 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,567 円